

第3章 江戸時代前・中期の虎屋

一、江戸時代前期の御用と菓子

寛永十二年（一六三五）九月十六日、明正天皇は父君である後水尾上皇の御所へ行幸されている。これには多くの公家がお供しており、滞在は二十日に帰られるまで五日間に及び、舞楽や猿楽を樂しまれたほか、洛中の商家が器物を道に並べてご覧に入れている⁽¹⁾。

この行幸に際して虎屋と二口屋がお納めした菓子の記録が「院御所様行幸之御菓子通」で、それによると十六日から二十日まで毎日菓子をお納めしている。その明細は大饅頭（二五〇〇個）、薄皮饅頭（一四七五個）、羊羹（五三八棹）、豆飴（十七棹）、雪餅（四十箱）、なんめん糖（三〇〇個）、高麗煎餅（二〇〇枚）、砂糖櫃（四十八袋）、煎り櫃（八袋）、さん餅（十袋）、落雁（十二斤）、みずから（二十八袋）、水栗（二〇〇個）、りん（二十五袋）、南蛮餅（二十棹）、有平糖（七十斤）、けさしいな（四十八斤）、かすていら（六十六斤）、かるめいら（十斤）、はるていす（十六斤）、昆布（十四本）、結び熨斗（二〇〇本）、杉楊枝（三〇〇〇）、縁高楊枝（二〇〇）である（傍線は南蛮菓子）。

大饅頭や羊羹など製品名で菓子が記され、和菓子が大成して菓銘や意匠が多様化する以前の状況をよく示していて興味深い。また昆布などが菓子として扱われ、「かすていら」など南蛮菓子の種類が多いのが目を引く一方、量をみると、多いものでは大饅頭を二五〇〇個、薄皮饅頭は一四七五個納めている。なお当時は、菓子のほかに行幸先である仙洞御所で使われる杉楊枝や縁高楊枝も菓子屋から

(1) 柳原紀光『統史愚抄』（国史大系15）昭和四十一年（一九六六）十二月

納められていたことがわかる。

この菓子代金は銀二貫七四九匁三分に及び、うち虎屋は一貫二六〇匁八分を頂戴している。虎屋が頂戴した金額を金に換算すると二十五両あまりになり、米価で換算して、約二五〇万円ほどにもなる。いかに盛大な行事であったかがうかがえる。このほか天皇が上皇を訪ねられた行幸の記録は、慶安四年（一六五一）にも残っているが、当時の年間を通した売り上げ高の推移は不明である。

二、江戸時代中期の虎屋

和菓子の大成と絵図帳

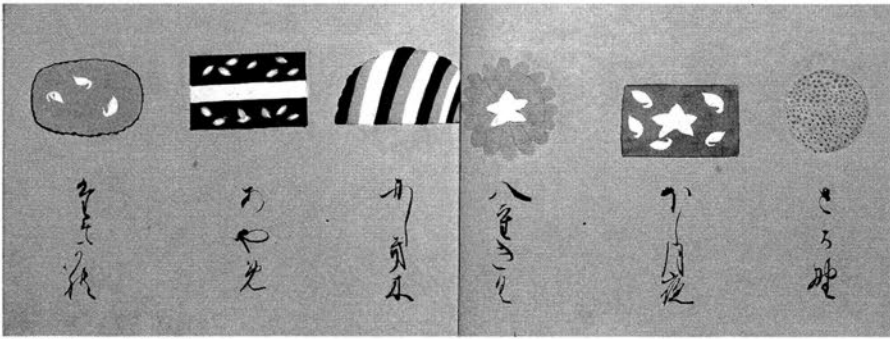
和菓子は江戸時代、元禄頃の京都で大成している（三十五頁参照）。江戸時代は日本の歴史のなかでも平和が長く続いた時代として特筆される。とりわけ十七世紀初頭の江戸幕府の成立から八十年ほどを経た元禄時代には、目ざましい経済発展と社会の安定に支えられ、元禄文化と呼ばれる華やかな文化が花開いた。

元禄文化の特徴の一つに王朝文化に対する強い憧れがあった。菓子の世界でも、それまでの饅頭や羊羹あるいは餠餅や昆布などといった素朴なものから、意匠に工夫を凝らし、『古今和歌集』など王朝文学に想を得て菓銘をつけた菓子が登場するようになった。まさしく五感で味わう和菓子が誕生したのである。

意匠が重視されるようになると、菓子屋ではそうした菓子の姿を描き、菓銘を記した菓子絵図帳を作成し始めた。絵図帳とは見本帳とも呼ばれ、お客様から注文をいただくときに使う一種のカatalogの役割を果たしていた。それだけではなく、同時に菓子屋にとっては店の菓子を記録して後世に伝える役割もあわせ持っていた。

虎屋にも数冊の菓子絵図帳が残されているが、元禄八年（一六九五）十一月の年記を持つ一冊が、

(2) 中山圭子「元禄期の菓子と虎屋史料」『茶道学大系四 懷石と菓子』淡交社 平成十一年（一九九〇）十月所収



「御菓子之畫圖」(元禄8年)

今のところ最も古いものである。表題には「杉本市左衛門様御用 御菓子之畫圖」とあり、虎屋近江大掾の名が記されている。なかには七十四種の菓子の姿が描かれ、「しら藤^(白)」や「さか野^(緑)」などの菓銘が付されている。

羊羹のような棹菓子^(しざかし)の断面図である角形や丸棹菓子の丸形、そして橘をあらわした「花たちはな」のような具象的なもの、あるいは「山ぶき餅^(山)」や「にしき木」のような抽象的な菓子も描かれている。では、和菓子が大成されていく江戸時代中期を中心に虎屋の経営を概観したい。

元禄・宝永年間の売り上げ

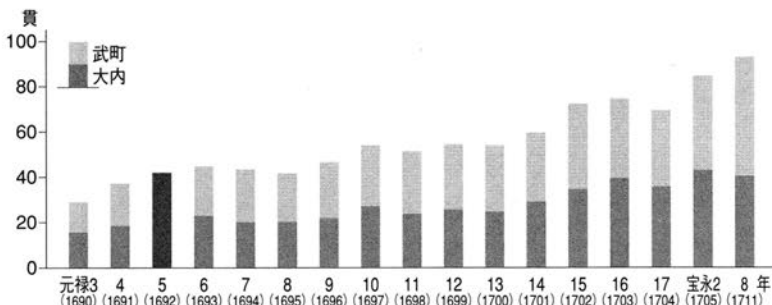
この時代、虎屋の売り上げはどうだったのだろうか。残念ながら年間総売り上げが判明しているのは、元禄三年（一六九〇）から宝永二年（一七〇五）までの十六年間で、正徳元年（一七一）の十七年間分だけである。江戸時代のごく一部ではないが、売り上げの傾向を知る手がかりとして、元禄十二年「毎月売高留」と宝永八年（正徳元年）「毎月勘定留帳」によって、この間の動向を表とグラフにまとめてみた。表中に大内とあるのは御所および公家衆からの注文金額であり、武町とあるのは幕府や大名を含んだ武家と町方をさしている。元禄三年の年間総売り上げは銀二十八貫八九三匁六分であった。これを公定相場で金に換算すると約金五七七両になる。

合計金額の推移は年により多少の増減はみられるが、総じて右肩上がりの売り上げ動向をみせており、元禄三年と宝永八年の売り上げを比較すると、実に三倍の伸びを示している。元禄・宝永年間といえは貨幣の改鑄によるインフレに悩まされた時代ではあるが、売り上げ面からみる限り経営は順調に推移していたようである。月ごとの細かな売り上げについてはここで詳しくは触れないが、三月の上巳（雛菓子）、五月の端午（粽など）あるいは六月の嘉祥（きんとん他）といった菓子に関わる年中行事のある月の売り上げが高いのは、この時期に限らず共通の傾向だったであろう。

売り上げ構成の推移をみると、元禄三年は大内の売り上げが銀十五貫七五六匁三分で、武町より二

(3) 貞享四年(一六八七)「諸方菓子御用覚帳」

元禄・宝永売り上げ高の推移



注: 元禄5年分は大内・武町の内訳が不明なため、合計の値を表示した。

単位: 貫(,) 匁(.)

和 暦	西 暦	大 内	武 町	合 計	大内の比率: %
元禄 3年	1690	15,756.300	13,137.300	28,893.600	54.5
元禄 4年	1691	18,595.100	18,717.500	37,312.600	49.8
元禄 5年	1692	?	?	42,017.600	?
元禄 6年	1693	22,983.400	21,831.500	44,814.900	51.3
元禄 7年	1694	20,167.900	23,289.600	43,457.500	46.4
元禄 8年	1695	20,354.200	21,371.700	41,725.900	48.8
元禄 9年	1696	21,943.100	24,677.100	46,620.200	47.1
元禄10年	1697	27,186.800	26,861.400	54,048.200	50.3
元禄11年	1698	23,754.000	27,576.200	51,330.200	46.3
元禄12年	1699	25,612.950	28,701.550	54,314.500	47.2
元禄13年	1700	24,684.600	29,392.200	54,076.800	45.6
元禄14年	1701	29,097.800	30,575.500	59,673.300	48.8
元禄15年	1702	34,546.600	37,725.100	72,271.700	47.8
元禄16年	1703	39,536.760	34,990.600	74,527.360	53.0
元禄17年	1704	35,795.400	33,822.000	69,617.400	51.4
宝永 2年	1705	43,084.860	41,646.590	84,731.450	50.8
宝永 8年	1711	40,489.250	52,330.270	92,819.520	43.6

出典: 「毎月売高留」(元禄12年)、「毎月勘定留帳」(宝永8年)

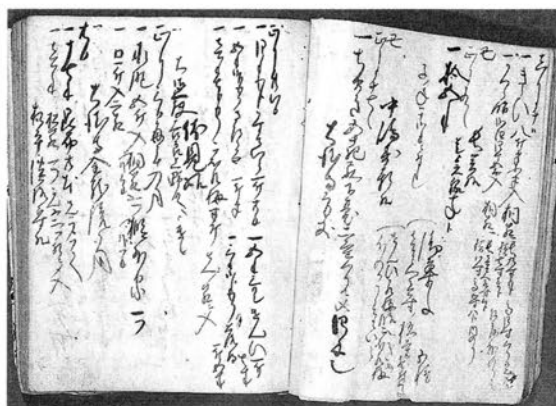
虎屋とお客様

禁裏御用商人として菓子を御所にお納めしている虎屋にとって、歴代の天皇や皇族に菓子を召し上がっていただくのは、ごく日常的なことであった。そのほか、お客様のなかには歴史上名を知られた人物も多かった。ここでは虎屋の古文書にその名がみえる著名人について、江戸時代中期を中心に何人か紹介したい。

水戸黄門として名高い徳川光圀は、『大日本史』の編纂など文化事業に力を入れた人物として、また尊皇家としても知られていた。虎屋も何かと注文をいただいていたようで、貞享五年(一六八八)五月二十八日霊元上皇が宮中において能を催した折、大饅頭一〇〇個を献上している。⁽³⁾ 元禄十三年

貫六一九匁上回っている。構成比にすると大内が五十四・五パーセントを占めていた。途中、元禄十三年のように大内の構成比が四十五・六パーセントまで下がる年もあるが、この期間を通じてほぼ五十パーセント前後の売り上げを大内が占めていた。虎屋の売り上げの約半分以上を皇室や公家を中心とした「御所」に依存していたことがわかる。

なお、幕府や大名あるいは有力寺院などから虎屋がいただいた菓子の注文のなかには、御所の慶事や仏事に際しての贈答がある。それを考えると、表にあらわれた売り上げの数字以上に、虎屋の経営に占める御所の位置付けが高かったことになる。まさに御所あつての虎屋といえよう。



元禄7年『諸方御用之留』（元禄10年正月28日）伏見宮から吉良上野介義央に贈られた菓子の記録

- (4)(5) 元禄七年（二六九四）「諸方御用之留」
 (6) 宝永二年（二七〇五）「諸方御用留帳」

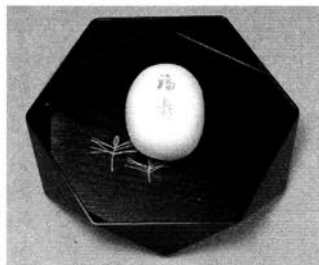
忠臣蔵の悪役として知られる吉良上野介義央は、治政にすぐれた領主であったとの評価もある。彼は幕府の朝廷関係の儀礼をつかさどった高家という職責上、何度か京都を訪れている。丁重に遇されていたようで、討ち入りの五年前にあたる元禄十年正月二十八日、幕府の使者として上洛した際、彼の元に、伏見宮邦永親王のご注文により、「かすていら（カステラ）」「けんひ（見肥）」「さたうかや（砂糖榧）」「落雁」「こほれ梅」が虎屋から届けられている。^⑤

元禄文化を代表する芸術家の一人である尾形光琳の作品は、雅でありながらも町人文化の活気や自由を感じさせてくれる。宝永七年（一七一〇）五月二十一日、彼は後援者であった京都の銀座役人中村内蔵助へ、「色木のミ」^⑥「友千鳥」^⑦「出野玉川」^⑧「松風」^⑨「源氏かや」^⑩「氷雪焼」など十種類の菓子を贈っている。^⑪これらの菓子の意匠にも光琳の美意識が反映されているのであろうか、興味深い。

大名と虎屋

西日本に領地を持つ大名の多くは、参勤交代で国元と江戸を往復する途中に京都の近くを通る。なかには、旅の楽しみとして、特に虎屋の菓子を注文される大名もいた。

とりわけひいきにしていたのが阿波徳島藩主蜂須賀綱矩で、元禄時代の記録にたび



光圀が中院通茂に贈った饅頭の復元

（二七〇〇）四月十三日には、友人で歌人として知られる公家中院通茂の七十歳の祝いに「福寿」と書いた饅頭一〇〇個を贈っている。^⑫ちなみにこの時の饅頭は皮と餡を合わせると七十匁（二六〇グラム）で、饅頭にしてはかなり大きいが、年齢の七十にちなんで同じ重さに作ったものである。

コラム
御銘ぎよめい

日本文化の特徴の一つに「銘」がある。道具などに、由緒やかたちをもとに固有の名前（銘）をつけ、個性を与える。その代表例が茶道具や刀剣につけられた銘であり、菓子も例外ではない。

菓자에銘をつけることは元禄の頃には一般化していた。十七世紀後期に上菓子が大成して、意匠を凝らしふさわしい名前がつけられるようになり、ほぼ現在と同様の和菓子ができ上がっている。こうした菓子の名前を「菓銘」と呼び、江戸時代には『古今和歌集』などの古典から命名されることが多かった。

虎屋には約三〇〇〇の菓銘が伝わっているが、そのなかに「御銘」と称されるものがあり、五十種以上に及んでいる。御銘とは歴代天皇や宮家あるいは摂関家などの高位の方からいただいた菓子の名前のことである。こうした例は古くからあり、多くの方から御銘を頂戴してい



宝永7年、光琳が中村内蔵助に贈った菓子の復元。色木の実（上）と出野玉川（下）

たび登場し、一度の注文が月間売り上げの四分の一にのぼることもあった。参勤交代の途次、船で大坂に上陸、伏見に宿泊して翌日は大津に泊まる。そうした折、宿泊先へ「道中之御用」などとして大量の菓子を届けさせている。量からして、宿泊先の本陣などへの土産にしたほか、本人や家中の人々も食べたのであろう。

る。公家では近衛家の当主からの御銘が多く、命名書も頂戴している。歴代天皇では、光格天皇（一七七九―一八一七在位）から頂戴した御銘が多い（唐衣・山路の春など）。光格天皇は御所を造営するに際して平安時代の様式を取り入れ、また石清水八幡宮や賀茂社の臨時祭を復興されたほか、生前に自らの諡号に天皇号を復活させた方である。虎屋がいただいた御銘は、天皇を退位された上皇となられて以降のものが多く、修学院院幸の折に菓子をお届けしたときにもつけられている。また御銘を記した古文書に「御好被仰出御銘被下置候」とあり、特に好まれた菓子を「御好」に指定し、その際にあわせて御銘を下されたことがわかる。

天皇と近衛家などの公家、あるいは門跡からいただく御銘の大きな違いは、近衛家などでは家司から命銘書が出されるのに対して、天皇・上皇の場合はあくまでも口頭で伝えられ、その旨が御用帳に記されることである。

江戸時代中期お客様一覧(公家)

氏 名	注文当時の職／極官	氏 名	注文当時の職／極官
近衛家久	左大臣／関白太政大臣	園基福	准大臣
一条兼輝	前関白右大臣	石山基名	右兵衛督／権大納言
二条綱平	内大臣／関白左大臣	愛宕通貫	前参議／権大納言
九条輔実	内大臣／関白左大臣	千種有維	武家伝奏／権大納言
九条師孝	権大納言	久世通夏	前権中納言／権大納言
鷹司輔平	右大臣／関白左大臣	植松賞雅	前参議・議奏／権中納言
三条実治	前右大臣／左大臣	綾小路俊宗	前権中納言／権大納言
西園寺致季	非参議／左大臣	大原重度	非参議／権中納言
今出川伊季	権大納言／内大臣	五辻広仲	非参議
徳大寺公城	権中納言／権大納言	清閑寺治房	右少弁／権大納言
花山院長熙	権大納言	池尻栄房	従五位下／権大納言
久我通誠	権大納言・議奏／内大臣	勧修寺経慶	前権大納言
広幡長忠	権中納言／権大納言	芝山重豊	前権中納言
中院通茂	前権大納言／内大臣	坊城俊廣	前権大納言
姉小路公文	権大納言・議奏	中御門資熙	権大納言・議奏
橋本実文	参議／権大納言	岡崎国久	前権大納言
正親町公通	前権大納言・武家伝奏	葉室頼要	権大納言・議奏
風早実種	前参議／権中納言	広橋兼胤	権大納言・武家伝奏／准大臣
野々宮定俊	前権大納言	柳原光綱	権大納言・武家伝奏
中山篤親	参議／権大納言	烏丸光栄	前権大納言／内大臣
今城定経	権中納言	勘解由小路韶光	非参議／権大納言
難波宗建	参議／権大納言	平松時行	権中納言・議奏
飛鳥井雅香	権大納言	竹内惟永	非参議
冷泉為村	前権大納言	高辻豊長	前権大納言
四条隆叙	右近衛中将／権大納言	錦織従久	非参議
山科頼言	権中納言・議奏	五条経子	靈元天皇後宮
櫛笥隆兼	参議／権中納言	伏原宣通	非参議
松木宗顕	権大納言／内大臣		

出典：貞享・元禄期の各御用記録。ただし、備忘的に記した文書であるため、すべてのお客様が書かれてはいない。

伊予大洲藩主加藤遠江守は、元禄九年（一六九六）六月二十二日江戸から国元に帰る途中に大津に泊まっている。この時、妙法院門跡から粽二〇〇把と昆布一箱が遠江守の元へ届けられている。翌日、京へ入った遠江守は、門跡に對面して次の宿泊先の伏見に向かっているが、門跡は後を追うように錫製の高坏五個に載せ「有平糖」「浅路飴」「月羹」「椿餅」「立田餅」を届けさせている。この菓子も虎屋のものと思われる。地方出身の大名や家臣にとって、こうした参勤交代の旅の途中で出合った京都の菓子の味は、また格別のものがあつたのではなからうか。

これより時代はさかのぼるが、もう一つ、京都の菓子のなかでも特に虎屋の味に魅せられ、国元にその製法を移入しようとまでした例を紹介しておきたい。

九州熊本藩主細川家は五十四万石を領する大名である。その三代藩主細川綱利は、ことのほか京都の菓子を好んだ。それがこうじて寛文十一年（一六七一）には、熊本城中の御台所脇に菓子の製造所を新築している。

その際、綱利は京都の禁裏御用菓子屋である

(7) 青木直己「京都門跡寺院における菓子」の贈答「和菓子」第2号 虎屋文庫 平成七年（一九九五）三月 所収

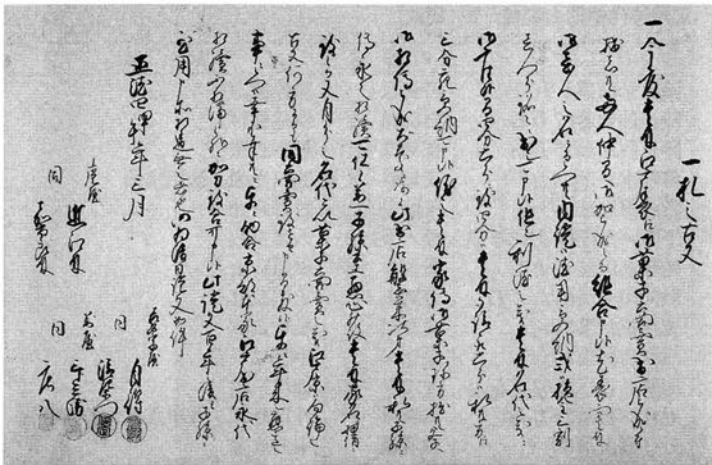
虎屋から庄野市郎右衛門という職人を呼び寄せ、藩の御用菓子屋であった扇子屋（浜田七蔵）に「京都御菓子」の製法を伝授させていることが熊本藩の記録に残っている（永青文庫所蔵『町在』）。虎屋の古文書にも細川家の御用記録がしばしばみられるので、やはり参勤交代の途中で虎屋の菓子を賞味されていたであろう。

当時の大名は、茶の湯や季節の行事あるいは日常の暮らしのなかで、現在の我々が考える以上に菓子に親しんでいた。彼らが国元と江戸を往復するなかで、今までにない洗練された京都の菓子の味を知り、ぜひ自らの国元や江戸の屋敷においても味わいたいと願ったことは、想像にかたくない。和菓

江戸時代中期お客様一覧(武家)

府 県 名	氏 名
青森県	津軽信壽
宮城県	伊達綱村
福島県	松平忠雅
茨城県	徳川光圀、徳川宗翰
茨城県	牧野貞通
栃木県ほか	内藤重頼
新潟県	榊原政永
静岡県	土屋政直
愛知県	松平資訓
愛知県	小笠原長重
愛知県	徳川宗睦
滋賀県	井伊直該、井伊直通、井伊直惟
滋賀県	本多康慶
和歌山県	徳川宗将
大阪府ほか	土岐頼稔
兵庫県	本多忠国
京都府	松平信庸
京都府	牧野英成
島根県	松平綱近
岡山県	池田綱政
岡山県	安藤信友
広島県	阿部正右
広島県	浅野綱長
香川県	松平頼常
徳島県	蜂須賀綱矩、蜂須賀宗鎮
愛媛県	伊達宗賛
高知県	山内豊昌、山内豊隆
福岡県	黒田継高
福岡県	有馬頼僮
福岡県	小笠原忠雄
佐賀県	鍋島吉茂
佐賀県	五嶋盛佳
熊本県	細川綱利
鹿児島県	島津綱貴、島津吉貴、島津継豊
	長田元鋪
	金丸又左衛門
	小堀惟貞
	小堀克敬
	小堀邦直
	小堀政良
	酒井忠英
	高浜正俊
	田附景林
	徳永昌清
	日野資成
	北条元氏
	松平正容
	山口直重
	山中欽俊

出典：貞享・元禄期の各御用記録。ただし、備忘的に記した文書であるため、すべてのお客様が書かれてはいない。



「一札之事」(正徳4年3月) 江戸出店に関する取り決めの証文

子の大成期に虎屋が、「京菓子」の全国伝播に果たした役割の一端が知られるエピソードである。ここでは、虎屋の御用記録にみえる当時の大名・旗本あるいは公家のお客様について一覽にまとめた。

京都の茶商・茶人

大名以外にも、大坂の豪商で茶人としても有名な鴻池道億^{（うのいけどうおく）}や木下道正庵^{（きのしたどうしやうあん）}、小堀遠州の甥にあたる小堀仁右衛門（禁裏普請代官）、京都の豪商では三井三郎助や大文字屋正右衛門など、虎屋のお客様には歴史的に著名な人物が数多い。

三、虎屋の江戸出店

江戸出店計画

虎屋は、明治二年（一八六九）に東京に進出するまで京都だけで営業を続けてきたとされてきた。しかし、ごく短い期間であったが、江戸にも店を構えていたことがある。

正徳四年（一七一四）三月、虎屋の江戸出店に関して虎屋、吉文字屋、萬屋の三者で、要約すると次のような取り決めがなされた。

- 一、虎屋の江戸出店に際して、吉文字屋自得と萬屋三郎兵衛の両名が参加して組合をつくる。
- 二、対外的には虎屋のみの名前で運営される。経費や損金については、三等分にして、利益が出た場合には虎屋が四割、吉文字屋と萬屋は三割ずつとする。
- 三、菓子の製法については、虎屋から吉文字屋と萬屋の父子へ伝授する。
- 四、江戸虎屋は三者で長く相続させる。この証文は一〇〇年後の子孫たちに対しても有効である。

五、吉文字屋と萬屋は、今後虎屋の屋号を勝手に名乗ったり、代理人をもって江戸・京



現在の西新橋1丁目

都はもちろんどどこにおいても、菓子商売を行うようなことはしない。

六、この証文は吉文字屋自得・清左衛門と萬屋三郎兵衛・庄八が虎屋近江（五代光富）・嘉市郎（六代房寿）にあてたものである。

右の条々によれば、江戸への出店事業は三軒の共同事業であり、経費や赤字が出た場合の損金は三等分するとある。一方、菓子の製法を伝授し、虎屋という屋号を使用することから、利益の配分は虎屋が四割と他より多くなっている。上乘せ分はロイヤリティーに相当するのであろう。また証文の有効年限を一〇〇年としているのは感覚的には無期限と同じで、この取り決めの恒久性を示したものだといえよう。

出店の背景

虎屋が店を設けた場所は、江戸表の久保町とある。この土地は現在の港区西新橋一丁目にあたり、新橋駅の近く、溜池に抜ける外堀通り沿いにあった。江戸名所として多くの参詣人を集めた愛宕山や増上寺などの寺社をはじめ、大名・旗本の屋敷も近くにあり、また商家も多い商売にはうってつけの土地柄であった。

先にみたように虎屋は、元禄から宝永にかけて順調に売り上げを伸ばしている。続く正徳年間（一七一〇～一六）の売り上げは不明ではあるが、特に落ち込むような要因は見当たらず、江戸進出を企てた背景には、こうした売り上げ規模の拡大で得た自信があったのかもしれない。

そもそも虎屋と江戸の関係は、これ以前から決して浅くはなかった。例えば虎屋の菓子は、幕府から朝廷へ進献されている一方、江戸城に届けられたりもしている。京都所司代や京都町奉行などに任命され、京都に在駐している多くの大名や旗本は、朝廷への献上や贈答などに用いられて定評のある

虎屋の菓子に、日頃から親しんでいた。また、島津氏（薩摩藩）、細川氏（熊本藩）、蜂須賀氏（徳島藩）をはじめとする西国大名にも、参勤交代の途上で虎屋に菓子を注文したくほど人気があった。虎屋は国元と江戸を行き来する大名に、その名が知られた菓子屋だったのである。

大名は上菓子屋にとって有力な顧客であり、その大名が集住する江戸は、魅力的な市場でもあった。大名にある程度認知されていたということは、虎屋が江戸進出を決断するのに有利な条件として後押ししたことであろう。

出店資金の調達

遠隔地に本拠を置く商人の江戸進出には、どのくらいの費用が必要だったのだろうか。和菓子屋の場合の具体的な費用については残念ながら不明であるが、相当の資金を必要としたのは間違いないだろう。虎屋は江戸店開設に際してその費用を自己資金のみで賄わず、吉文字屋自得と萬屋三郎兵衛と組合をつくって対応している。これは資金的な問題もあろうが、江戸進出に際しての危険分散の意味合いもあったと思われる。

虎屋・吉文字屋・萬屋は、この江戸店開設にかかる資金を準備するのに講を組織した。講とは信仰や経済活動などにおける仲間組織をいい、資金の積み立てや融通を目的に結成される。⁽⁸⁾表は三家が資金を積み立てた講の一覧である。

それぞれの講名の由来や具体的な運営方法などはわかっていないが、虎屋単独で銀一貫八〇〇匁、三家合同で銀四十一貫六〇〇匁、虎屋と萬屋二家で銀六貫になり合計の銀高は四十九貫四〇〇匁で、これを金に換算すると八二三両余となる。これは現在の貨幣価値にすると人件費から換算して約三億円相当の金額となる。

これ以外に前年の正徳三年（一七二三）から五年の三年間にわたって虎屋単独でも、銀二十三貫九七八匁・金三十両・銭七貫文にのぼる借入れを行っている。こうして江戸店の開設および運営に充

(8) 信仰上の講としては、参詣の旅費を積み立てて融通しあうものがよく知られる。伊勢神宮参詣を目的とした伊勢講や、富士講などである。

(9) 正徳五年(一七一五)「覚帳」

江戸出店資金積み立て講掛け銀

講 名	掛け銀(匁)	出 銀 者
雲門庵祈禱講	1,800	虎屋
稲田取立講	20,000	虎屋・吉文字屋・萬屋
欣也取立講	10,800	虎屋・吉文字屋・萬屋
玉橋取立講	6,000	虎屋・萬屋
松代取立講	10,800	虎屋・吉文字屋・萬屋
合 計	49,400	

出典：「覚帳」(正徳5年)

てる資金が集められ、いよいよ出店の運びとなった。

江戸店の運営

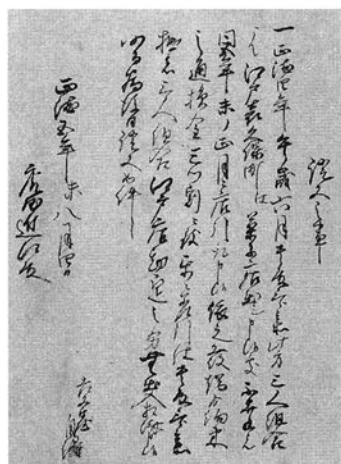
菓子屋が遠隔地に出店を設ける場合、さまざまな形態が考えられる。店主やそれに代わる一族の者が自ら赴く場合もあれば、番頭などが支配人として店の運営を任される場合もあったであろう。また、年功を積んだ手代や番頭が主家から暖簾分けを受けて出店したり、あるいはすでに営業している菓子屋が、京都の菓子屋から養子を迎えるかたちをとって、その経営権が実質的に移譲される場合もあった。

虎屋の場合、すでにみたように単独ではなく二軒の商人との共同事業として、江戸店を開いている。事業に出資した吉文字屋と萬屋がどのような商人であったかは不明である。しかし、菓子の製造については虎屋が指導していることから、異なる業種の商人であったと思われる。ただ、先の史料で三家を「年来懇意」というふうに表示しているのも、商売上その他のことを通じて親しい関係にあったことは間違いない。

江戸出店を取り決めた証文をみると、吉文字屋も萬屋にしても証文を受け取った虎屋も含めて、主だけでなく息子との連名となっているので、運営に各家の次代店主となる息子が深く関わっていた可能性もあろう。また、史料のなかに「江戸にて清八仲ケ間用二遣」という文言が出てくることから、虎屋江戸店の運営に清八という人物が関わっていたらしいことがわかるが、詳しい経歴などは不明である。

江戸からの撤退

江戸久保町に菓子店を開設したのは正徳四年(一七一四)六月のことだったが、約半年後の翌五年正月には店を引き払い、損金などの清算は、撤退から約七ヶ月後の八月四日に完了している。この時



「証文之事」(正徳5年8月4日) 江戸店
撤退に関する証文

の証文によれば、損金勘定は前年の取り決めにあったとおり、虎屋・吉文字屋・萬屋の三家によって等分されている。

江戸からの撤退にいたる具体的な理由は不明であるが、共同出資者の萬屋三郎兵衛の財務状況が悪化して、仲間から抜けたことも理由の一つではないかと思われる。しかし、出店からわずか半年間というのはあまりに短い。急いで閉店した理由はほかにもあったのであろう。

近世中期頃までは、京都や大坂などの商品が江戸市場でもてはやされていた。菓子も同様で、すでに元禄年間(一六八八―一七〇四)には京都から江戸へ進出した桔梗屋和泉や松屋山城などが「下り京菓子屋」として別格扱いを受けていた。一方、幕府の御用を勤めた菓子屋も、初期には大久保主水の一家のみであったが、元禄四年(一六九一)に虎屋三左衛門^⑩、宝永元年(一七〇四)に桔梗屋河内が加わり三家になっている。

つまり、虎屋が江戸進出を決めた正徳期には、江戸における有力な上菓子屋はすでに出揃っていたと思われる。いかに禁裏御用を勤める虎屋とはいっても、そのなかに割って入って江戸の上菓子業界に地歩を固めるのは相当難しかったであろう。

共同出資者の離脱に加えて、こうした厳しい経営環境などを勘案して江戸撤退の決断を下したものと思われる。難しい決断だっただろうが、これが結局、その後の虎屋の歴史にとって良い結果をもたらしている。このような出店形態の場合、時代の経過とともに京都本店と江戸店の関係が希薄となり、ややもするとそれぞれに独立した経営を志向するようになりがちだし、また共同出資者間の関係もずつと結束していきるとは限らず、時代とともに虎屋を名乗る分店が増える可能性も考えられる。

江戸時代を通じて虎屋という屋号の上菓子屋は、京都ではただ一店だけであった。^⑪明治以後も暖簾分けすることなく現在にいたっており、昭和二十二年(一九四七)に株式会社組織となった後は、赤坂の本社を中心に、製造から販売まで一貫した店舗運営を行っている。こうした店舗展開の在り方が、

(10) 虎屋織部(織江)ともいう。弊社との関係は不明。また、大坂高麗橋三丁目の虎屋伊織も広く知られた菓子屋であるが、弊社との関係はない。

(11) ごく短い一時期、虎屋を名乗る店を一軒確認できる。享和三年(一八〇三)「御役所様江奉差上候帳面仲ヶ間定書写」大津市歴史博物館寄託

(12) 『皇室御経済史の研究』後篇

虎屋の希少性を高めた一つの要因ともなった。

四、享保年間の不振

宝永年間（一七〇四―一）以降、虎屋の全体の売り上げ動向を把握できる史料はなく、経営全般を明らかにすることはできない。いずれにしろ、それまで売り上げの拡大が続けてきた虎屋の経営に転機が訪れたのが享保年間（一七一六―三六）であったのは間違いないと思われる。江戸時代の朝廷の経済は、幕府により定められた禁裏御料からの年貢が主な収入であった。享保年間には、幕府の財政難から朝廷経済が逼迫して御用代金の減額などが行われていた。六代房寿は、享保十二年（一七二七）閏一月十二日「近年不商売、別而去年より当年へ向、さんさん商売不景氣、去年春より去冬まで御用代銀頂戴不仕」と日記に記している。近年商売はふるわず「さんさん商売不景氣」などと嘆いているばかりか、去年一年間は御用代金をいただいていないというのである。こうした状況は、その後も続いており、奥野高廣によれば、享保十五年には「菓子屋虎屋近江掾及び二口屋能登掾の如きは二箇年分代金の御下渡を受けてゐない有様であった。」⁽¹²⁾という。宝永・正徳を経て享保にいたる間に朝廷の経済が悪化して、収支のバランスが崩れ、なおかつ幕府からさしたる援助もなく、この当時、朝廷経済逼迫の度合いが増していた。すでに述べたように虎屋の収入の多くは御所に依存している。その代金が二年もの間とどこおっていたことは、経営を大きく圧迫していたに違いない。

この享保十五年の三月四日には、御用菓子屋二口屋能登、虎屋近江、桔梗屋土佐の三名が奉行に口上書を差し出している。内容は、このたび享保四年当時の菓子値段に二割増での御用を命じられたが、実際にはこの間に値上げも行われており、いくら二割増といっても、十一年前を基準とした値段では、実勢が全く反映されず、また店の経営は現在でも損失が嵩んでいるので、せめて現状に値段を据え置いてほしい旨願ったものである。また、同日付の別の文書の案文には御用を辞退したい旨が記されて

いて苦衷のほどが察せられるが、下書きであるため正式に提出されたかどうかはわからない。

いずれにしても厳しい経済状況のなか、御用の継続に苦しむ菓子屋たちの姿が浮かびあがってこよう。この一連の御用値段交渉がいかなる結果になったかは明らかでないが、享保十五年三月八日には御定値段の値下げ幅を三分にして欲しい旨の願いが出されているので、過去の御定値段の値上げ（実質的な値下げ）ではなく、現状の御定値段からの値下げ幅を圧縮する方向で交渉が進んでいたと思われる。

こうした採算がとれない値段で納入を命じられる傾向は元文期（一七三六―四一）以降も続き、御用代金をめぐってたびたび交渉が持たれていた。元文三年（一七三八）八月十四日の文書には一度御用の御免を願い出たところ、慰留された旨が記されている。事態は悪化するばかりで、実際に御用の辞退を願い出るまでに追い込まれていた。一度は御用辞退を願いながらも継続した理由ははっきりしないが、長く御用を続けてきた由緒を思っていることであろうか、この時期に御用を離れたい旨を記した文書⁽¹³⁾もあり、虎屋の御用に対する格別の思いが伝わってくる。

(13) 享保十五年（一七三〇）三月四日
「乍恐口上書」